

青森県報

第三千六百六十六号

平成二十一年
十一月二十五日
(水曜日)

目次

告示

青森県褒賞規則により褒賞された者
漁船保険付保義務の発生……………
(総務学事課) ……一
(下北地域
県民局) ……三

公告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………
大規模小売店舗の新設に関する届出……………
(財産管理課) ……四
(経営支援課) ……五

告示

青森県告示第七百四十八号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十一年十一月二十四日に行つた褒賞

石倉 富三郎

多年宮大工業に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

大塚 伸一

多年造園業に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

工藤 鐵雄

多年剪定鋏等の製作技術の向上に励み、地域農業を地道に支え、まことに他の模範であります。

古川 陽太郎

多年和洋菓子製造の業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

土田 弘昭

多年木地製作の業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

上田 善四郎

多年市議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

榎館 長吉

多年町議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

小野寺 和子

多年私立高等学校校長等として、生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

西村 恵美子

多年読書活動の普及と推進に努め、また関係団体の要職にあつて、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐藤 武司

多年津軽塗の歴史と技法の研究に励み、津軽塗の紹介に努めるとともに、多くの文化財の指定に尽くすなど、津軽塗の普及及び文化財の保護に貢献した功績まことに顕著であります。

多年合唱関係団体の要職にあつて、合唱の指導と普及に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

小倉尚継

青森山田学園卓球部の指導者として、多くの全国大会において優勝に導くとともに、世界大会で活躍する選手を送り出し、卓球競技の普及推進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

吉田安夫

多年将棋の普及活動や後進の指導育成に尽力するとともに、私財を投じて将棋記念館を開館させるなど、将棋文化を通じて地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

中戸俊洋

青森県立青森高等学校将棋部

全国高等学校総合文化祭において、平成三年度及び二十一年度の二度にわたり最優秀賞を受賞する等教育文化活動の向上発展に貢献し、郷土に名誉と誇りをもたらした功績まことに顕著であります。

小瀬川邦子

多年保育園園長として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

幾田せい子

多年知的障害者の社会参加活動に尽力し、また関係団体の要職にあつて、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

小田桐純一

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

木村玲子

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

古川重明

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

松倉幸一

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

菊池浩三

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会環境の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

石橋恭藏

多年学校薬剤師として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

下川盛治

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

平賀英男

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

亀田文博

多年柔道整復師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

八木橋榮一

多年薬剤師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

増田教正

多年産業廃棄物関係団体の要職にあつて、生活衛生思想の普及指導に貢献した功績まことに顕著であります。

中村輝夫

多年りんご関係団体の要職にあつて、りんご販売業者の経営安定と業界の活性化に

努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

別 部 辰 郎

多年養蜂関係団体の要職にあつて、養蜂業の振興と経営安定に努めるなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

松 尾 彰 平

多年林業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、林業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

山 口 孝 一

多年商工関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

荒 谷 政 太 郎

多年建築業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、建築業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

野 崎 榮 治

多年建設業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、建設業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

沖 澤 憲 一

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

津 嶋 良 一

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

工 藤 清 三

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

鈴 木 幸 康

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

寅 谷 正 美

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

山 下 竹 男

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

小 笠 原 良 治

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

古 川 亮 市

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

桜 庭 修

多年朗読奉仕者として視覚障害者への朗読奉仕を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

佐 々 木 照 代

平成十年から平成二十年にかけ、県立浪岡養護学校に対して書籍等を寄贈し、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

松 野 榮 造

平成十九年から平成二十年にかけ、五所川原市に対して立佞武多祭の太鼓製作費として多額の私財を寄附し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

三 上 忠 孝

青森県告示第七百四十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により
公示する。

平成二十一年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡大間町大字大間字割石七番地六八 濱 端 廣 文 下北郡大間町大字大間字細間二三番地六八 小 鷹 勝 敏 下北郡大間町大字大間字大間平一七番地二三 田 中 勝	大間

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
黒石市大字黒石字砂森一四一ほか	田ほか	三七、八三五・二三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

農業を営む者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

東京都千代田区丸の内の一の一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業

本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

入札案内書による

3 開札場所及び日時

入札案内書による

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の

確認をすること。

3 売買契約締結後所定の期間内に農地法第三条第一項の許可が得られることを停止条件とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
田向ファッショモール

八戸市八戸都市計画事業田向土地区画整理事業二十一街区一画地、二画地

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
代表取締役 野中正人

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
代表取締役 野中正人

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十二年七月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇五七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
- 九九台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐輪場の位置及び収容台数

六〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

五〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四九・七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社しまむら

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間
八 届出年月日

平成二十一年十月三十日
九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間
平成二十一年十一月二十五日から平成二十二年三月二十五日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。
十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成二十二年三月二十五日

2 提出先
青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭